

プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る行為規制府令等の改正に伴う本協会関係規則の改正について

平成18年9月15日
日本証券業協会

先般、金融庁においては、証券取引等監視委員会から金融庁長官に対して行われた、平成18年4月14日付け建議「プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備について」を受け、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」を公表したところである。

本協会では、同府令等の改正に伴い、本協会の自主ルールとして規定すべき同府令等の具体的な取扱いや実効性の確保のための方策について検討を行うため、プレ・ヒアリング検討会を設置し、検討してきたところである。

今般、同検討会での検討結果を踏まえ、同府令等の改正にあたって、内部者取引の未然防止のより一層の実効性の確保を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」（公正慣習規則第14号）等について、以下のとおり整備を図ることとする。

項 目	内 容	備 考
1. 概要	・ 協会員が、証券取引法第166条第2項第1号イに規定する募集（上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。以下同じ。）に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査（以下、「プレ・ヒアリング」という。）を行う場合の法人関係情報の提供行為に関し、本協会では、今回改正される内閣府令の具体的な取扱いや内部者取引の未然防止のより一層の実効性の確保に係る規定を新設することとする。	
2. 具体的内容		
(1) プレ・ヒアリングに関する各社の定め	・ 協会員は、プレ・ヒアリングを行うに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ定めることとする。	

項 目	内 容	備 考
(2) プレ・ヒアリングを行う場合の留意点	① プレ・ヒアリングの対象者（以下「調査対象者」という。）の選定基準 ② 協会員が、委託若しくは募集に係る法人関係情報の提供を行ってプレ・ヒアリングを行わせる者（以下「第三者」という。）の選定基準 ③ プレ・ヒアリングを行うこと、調査対象者、第三者並びに当該調査対象者及び第三者に提供される法人関係情報の内容並びにその提供の時期及び方法が適切であることについての法令遵守管理に関する業務を行う部門における承認手続き ④ 第三者が必要な措置を講ずることなくプレ・ヒアリングを行うことを防止するための措置 ・ 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合、調査対象者の選定において、当該調査対象者における情報管理体制等の適格性及び当該調査対象者に対してプレ・ヒアリングを行うことの必要性について十分に勘案するとともに、調査対象者に対し、調査を行うための必要最小限の法人関係情報のほか、客観的な事実を提示したうえで、投資者の需要の見込みを確認することとし、調査対象者との間における約する内容において、当該プレ・ヒアリングは需要調査を目的として行われ、勧誘を目的としたものではないことを明確化するように努めることとする。	・ 後述(5)参照 ・ 後述(6)参照 ・ 法令に規定されるプレ・ヒアリングの要件を充足した場合であっても、仮に協会員が提示する資料又は口頭での説明において、「勧誘」に該当する表現が含まれる場合には、行為規制府令4条9号及び証取法4条違反となり得ることに留意することとする。 ・ ここで、「勧誘」の定義は多岐にわたり具体的なケースによることから一義的な定義付けは困難であるが、それに該当しないためにも、プレ・ヒアリングにおいては、客観的な事実の提供とそれ

項 目	内 容	備 考
(3) 募集が行われない場合の取扱い（府令 4 条 18 号イ(2)、ロ(2) 関係）	・ 協会員は、プレ・ヒアリングの結果として募集が行われないこととなったことについて調査対象者又は第三者に通知する場合には、あらかじめ、当該募集に係る発行会社から、その旨について通知を受けるとともに、当該通知の内容について記録を作成、保存する等適切な管理を行わなければならないこととする。	に対する需要の見込みの確認のための表現以外のものは使用を避けるよう留意することとする。
(4) 調査対象者に約させる方法（府令 4 条 18 号イ(2)関係）	・ 調査対象者に対し、守秘義務及び取引制限を約させる方法は、以下のとおりとする。 ① 協会員は、プレ・ヒアリングの調査対象者である個人が法人に所属する者であり、当該個人が所属する部署内あるいは管理統括部門等の関連部署との間で法人関係情報を共有するような場合には、それらの情報共有者（情報共有部署を含む。以下同じ。）全体を調査対象者とみなして、当該調査対象者以外の者に法人関係情報を提供しないこと（以下「守秘義務」という。）、及び法人関係情報若しくは募集を行うことが公表され、又は当該協会員から当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間に当該銘柄等の取引を行わないこと（以下「取引制限」という。）を約させることとする。 その際、協会員は、情報共有者を代表する一の調査対象者と約することができることとする。ただし、その場合には、情報共有者以外の者に情報が漏洩しないこと等について、当該調査対象者が責任をもって情報管理を	・ 第三者に約させる方法についても、基本的には同様とする。

項 目	内 容	備 考
(5) 第三者の選定基準 (府令 4 条 18 号口関係) (6) 第三者における必要な措置 (府令 4 条 18 号口(4)関係)	行う旨を、併せて約することとする。 ② 協会員は、原則として、プレ・ヒアリングの都度、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により、守秘義務及び取引制限について、調査対象者に約させることとする。ただし、協会員が、調査対象者に対し、当該調査対象者に約させた守秘義務及び取引制限の内容を、書面により通知する場合には、書面以外の方法により約することを妨げないこととする。 なお、協会員が、調査対象者に対し、あらかじめプレ・ヒアリングを行う場合の守秘義務及び取引制限について包括的に書面により約させたうえで、個別のプレ・ヒアリングを行う際には、改めて当該守秘義務及び取引制限の内容を適切な方法により確認することとする。 ・ 協会員は、第三者の選定基準として、他の協会員又は協会員に相当する外国の法人に所属する者を定めることとする。ただし、各社の定める基準に基づき、合理的な理由がある場合には、この限りでない。 ・ 協会員は、法令に基づき、第三者に対して調査対象者からの守秘義務及び取引制限に係る約定の取り付け及び情報の内容等についての記録・保存の措置を採らせる場合にあっては、当該第三者がプレ・ヒアリングに係る守秘義務及び取引制限に相当する措置について調査対象者と約すること、並びにプレ・ヒアリングに係る記録を作成、保存することを当該第三者に約させることとし、当該約した内容について記録を作成、保存する等適切な管理を行うこととする。ただし、協会員において、第三者が外国法令又は所属する法人の社内規則等に基づき、調査対象者からの当該約定の取り付け及び情報の内容等についての記録・保存の措置を採っていることを確認し、当該確認した	・ 本協会は、協会員に対し、第三者が左記に基づき記録・保存を行った情報の内容等について、資料の提出を求めることができることとする。

項 目	内 容	備 考
(7) 調査対象者が取引制限に反した場合の対応	内容について記録を作成、保存する等適切な管理を行う場合には、この限りではない。 ・ 協会員は、調査対象者（調査対象者とみなされる情報共有者を含む。以下、(7)において同じ。）が当該協会員との間の約定による守秘義務及び取引制限に反した事実を知った場合には、当該違反行為を行った調査対象者に対して、当分の間、プレ・ヒアリングを行わないこととする。	
(8) その他	・ 金融庁から公表された、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の内容が、同府令の公布に際して変更される場合には、当該変更に合わせて所要の整備を図ることとする。	
3. 施行日	・ この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	

内容に関する問い合わせ先: 日本証券業協会

エクイティ市場部 担当: 佐々木、横田(TEL:03-3667-8647)

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間: 平成 18 年 9 月 15 日から平成 18 年 10 月 4 日午後 5 時 00 分まで(必着)

パブリック・コメントの募集方法: 郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合: public_jsda2006@wan.jsda.or.jp

(注)住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。